

○厚木愛甲環境施設組合条例等の公布に関する条例

(平成16年4月1日)
条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく条例等の公布は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(管理者以外の組合の機関の定める規則の公布等)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則その他管理者以外の組合の機関の定める規則で公布を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。

(施行期日の特例)

第6条 規則又は管理者以外の組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

〔厚木愛甲環〕

六四

別表 (第2条関係)

名 称	所 在 地
厚木市役所掲示場	厚木市中町3丁目17番17号
愛川町役場掲示場	愛甲郡愛川町角田251番地1
清川村役場掲示場	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地